

な相違点ではない。

よって、本件発明3と甲1-3発明は、実質的に同じ発明である。

また、仮に本件発明3と甲1-3発明との間に他の相違点が存在したとしても、その点は、当業者が適宜なし得た程度のことである。

## 6 結論

以上のとおり、本件発明1～3は、甲1に記載された発明であり、特許法第29条第1項第3号に該当し特許を受けることができなものであるから、本件発明1～3に係る特許は、同法第123条第1項第2号に該当し、無効とすべきである（無効理由1）。

また、本件発明1～3は、甲1に記載された発明に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができないものであり、本件発明1～3に係る特許は同法第123条第1項第2号に該当し、無効とすべきである（無効理由2）。

## 第5 むすび

以上のとおり、本件発明1～3に係る特許は、無効理由1及び2により無効とすべきである。

審判に関する費用については、特許法第169条第2項で準用する民事訴訟法第61条の規定により、被請求人が負担するべきものとする。よって、結論のとおり審決する。

審判長 林 茂樹  
特許庁審判官 寺川 ゆりか  
特許庁審判官 芦原 康裕



【請求項1】 筋肉に締めつけ力を付与するための緊縮具を筋肉の所定部位に巻付け、その緊縮具の周の長さを減少させ、筋肉に負荷を与えることにより筋肉に疲労を生じさせ、もって筋肉の増大を図る筋力トレーニング方法であって、筋肉に疲労を生じさせるために筋肉に与える負荷が、筋肉に流れる血流量を止めることなく阻害するものである筋力トレーニング方法。

ワカトレーニング特許（筋力トレーニング特許）の請求項1.